

西蒲民商ニュース

2020年5月18日号

西蒲区巻甲2573-5

Tel 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

コロナ2百万、百万給付

民商相談会に20人

申請完了3人

5月11日、西蒲民商で相談会を行いました。最初に、竹内事務局長代理が、経産省の「持続化給付金のおしらせ」に基づき説明を行い、早速参加者が持参のスマホ等で手続きを行いました。当日は、家具業、解体業、小売業などが手続きを終了しました。

【手続きの留意点・個人】

- 確定申告書の控え（税務署收受印）が必要
特に収入金額がわかるもの（収支内訳書等）
収受印のない人は、税務署で納税証明書
その2（所得金額用）をもらう。
- 売上減少の台帳写し（今年3月、4月等）
台帳のない人はひな形が民商にあります。
- 本人確認の書類、免許証や住民基本台帳カード、マイナンバーカード（ある人）
- 自分のスマホ、パソコンでの申請が基本です
がない人は、今後サポート会場設置予定。



新潟県コロナ協力金

10万円申請を

○対象者

令和2年4月22日～5月6日まで
県の休業要請に応じたスナック、バー
パブ等の遊興施設

○申請受付期間

5月11日～6月30日

○申請書類

西蒲区役所か各金融機関にあります。
スマホ等の申請もできます。

○2019年度分の確定申告書控え

営業許可証

休業などがわかる書類（ポスター、チラシ、店に張り出した案内等）

○通帳の写し、本人確認票等

わからないことは民商にご相談ください。

【持続化給付金を申請した川崎会計】

私は、父の営業継いで建具業をして
いましたが、家具製造業もしています。
仕事は今年に入って大幅に減少し、
県外からの急な仕事もあって大変で
す。申告は民商の援助も受けてパソコン
で青色申告をしています。今回は民
商相談会に参加してスマホで1時間
位で申請が出来ました。確定申告は
3・13集会に参加して税務署の收受
印をもらっていました。やはり自主計
算・自主申告が大事だと思いました。

商工新聞・会員の紹介 運動を広げよう

